

国連での「平和への権利」と「戦争関連法案」勉強会

いま、国連の人権理事会では「平和への権利(Right to Peace)」の国際法典化にむけた動きがあります。一方、日本では安倍政権が集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行い(2014年7月1日)、「日米ガイドライン」を再改定し、「戦争関連法」を制定しようとの動きを見せています。

「イスラム国」による事件をきっかけに、日本及び世界において軍事力による解決でなく、平和的な方法で世の中を作っていくかを考え、行動していく必要性がますます大きくなってきています。

この勉強会では、国連の人権理事会で審議されている「平和への権利」と、連休明けに国会に提出されると言われている「戦争関連法」はどのようなものであるかを紹介し、両者の関係についても考えていきます。日本及び世界で戦争の方向でなく、平和的な世界を作れるよう、力を結集させましょう。

日時：2015年3月19日(木) 16:00～18:00 (入口で入館証を配布します)

場所：衆議院第2議員会館 第4会議室 (地下1階)

《内容》0. 主催者あいさつ

1. 国連・平和への権利紹介ビデオ

2. 国連での「平和への権利」について

武藤 達夫 (国際法・関東学院大学准教授)

3. 想定される「戦争関連法案」と「平和への権利」について

飯島 滋明 (憲法学・戦争をさせない1000人委員会事務局次長)

4. 質問・発言

5. 提案、行動提起など

司会：田中俊 (弁護士・日本国際法律家協会理事)

共催：平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会

事務局長：笹本 潤 (弁護士・日本国際法律家協会理事)

E-mail: jalisa@jalisa.info <http://right-to-peace.com>

(問い合わせ先) 電話 03-3225-1020 FAX 03-3225-1025

共催：近藤昭一議員 電話 03-3508-1020 (衆議院第二議員会館 402)